

第17期 決算公告

自 令和 3 年9月 1日

至 令和 4 年8月 31日

アクサス株式会社

貸借対照表
(令和4年8月31日現在)

(単位:千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
| 【流動資産】 | 8,353,738 | 【流動負債】 | 12,178,821 |
| 現金及び預金 | 2,309,646 | 買掛金 | 485,521 |
| 売掛金 | 392,840 | 短期借入金 | 10,870,000 |
| 棚卸資産 | 5,355,990 | 1年内返済予定の長期借入金 | 289,904 |
| 前渡金 | 114,210 | 1年内償還予定の社債 | 200,000 |
| 短期貸付金 | 10,100 | 未払金 | 224,978 |
| 預け金 | 30,047 | 未払法人税等 | 21,816 |
| 前払費用 | 62,438 | 前受金 | 35,798 |
| 未収入金 | 17,617 | 預り金 | 6,804 |
| 未収消費税 | 56,958 | 賞与引当金 | 15,481 |
| その他 | 5,752 | 契約負債 | 12,690 |
| 貸倒引当金 | △ 1,863 | 短期リース債務 | 3,520 |
| 【固定資産】 | 10,496,433 | その他 | 12,307 |
| (有形固定資産) | 9,180,421 | 【固定負債】 | 4,485,746 |
| 建物及び構築物 | 2,240,630 | 長期借入金 | 3,581,654 |
| 機械装置及び運搬具 | 300,645 | 受入保証金 | 336,077 |
| 什器備品 | 216,465 | 長期リース債務 | 6,682 |
| 土地 | 6,413,133 | 資産除去債務 | 194,958 |
| 建設仮勘定 | 452 | 繰延税金負債 | 23,136 |
| 有形リース資産 | 9,093 | 社債 | 300,000 |
| (無形固定資産) | 104,792 | その他 | 43,238 |
| 借地権 | 58,348 | | |
| ソフトウェア | 38,621 | | |
| 電話加入権 | 7,821 | | |
| (投資その他の資産) | 1,211,218 | | |
| 投資有価証券 | 102,500 | | |
| 繰延税金資産 | 358,536 | | |
| 敷金及び保証金 | 513,448 | | |
| 長期前払費用 | 176,060 | | |
| 建設協力金 | 13,633 | | |
| 貸倒懸念債権 | 4,686 | | |
| 貸倒引当金 | △ 4,686 | | |
| その他 | 47,039 | | |
| 【繰延資産】 | 7,472 | | |
| 社債発行費 | 7,472 | | |
| 資産合計 | 18,857,644 | 負債合計 | 16,664,567 |
| | | 純資産の部 | |
| | | 【株主資本】 | 2,198,766 |
| | | 資本金 | 90,000 |
| | | 資本剰余金 | 1,210,000 |
| | | 資本準備金 | 400,000 |
| | | その他資本剰余金 | 810,000 |
| | | 利益剰余金 | 898,766 |
| | | その他利益剰余金 | 898,766 |
| | | 繰越利益剰余金 | 898,766 |
| | | 【評価・換算差額等】 | △ 5,690 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △ 5,690 |
| | | 純資産合計 | 2,193,075 |
| | | 負債及び純資産合計 | 18,857,644 |

損 益 計 算 書
 令和3年9月1日から
 令和4年8月31日まで

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|--------|------------|
| | | 千円 |
| 売上高 | | 11,326,972 |
| 売上原価 | | 8,152,126 |
| 売上総利益 | | 3,174,845 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,731,309 |
| 営業利益 | | 443,536 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 495 | |
| 受取配当金 | 3,321 | |
| その他 | 9,270 | 13,087 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 96,079 | |
| 為替差損 | 28,556 | |
| その他 | 18,835 | 143,471 |
| 経常利益 | | 313,152 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 2,727 | 2,727 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 5,541 | |
| 減損損失 | 24,202 | 29,743 |
| 税引前当期純利益 | | 286,135 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 21,816 | |
| 法人税等調整額 | 2,058 | 23,874 |
| 当期純利益 | | 262,260 |

個別注記表

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

(a)商品

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

貿易事業部については先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

(b)仕掛品

総平均法による原価法を採用しております。

(c)貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物・・・・・・7～45年

什器備品・・・・・・・・・・2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上して

おります。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「小売事業」において一般消費者へ生活必需品や雑貨等を小売販売しており、「卸売事業」において全国のホールセラー・ショップ等へ洋酒等を卸売販売しております。これらの販売は、商品を顧客に引き渡した時点又は商品を出荷した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

「不動産賃貸事業」においては、不動産賃貸借契約に基づき、期間の経過に応じて収益を認識しております。

当社が運営するポイント制度に基づき、商品販売に伴い付与するポイントについては履行義務として識別し、収益を認識しております。また、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

(1) ポイント制度に係る収益認識

当社の運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれるポイントに対応する原価相当額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来利用されると見込まれる金額を取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

(2) リベート等に係る処理の変更

リベート等、顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、売上高より控除する方法に変更しております。

(3) 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の期首残高は6百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」として「流動負債」に表示することといたしました。